

平成 27 年 12 月 25 日
社 労 連 第 727 号

都道府県社会保険労務士会会長 殿

全国社会保険労務士会連合会
会 長 大 西 健 造
(公 印 省 略)

マイナンバーに関する本人確認の取扱いについて

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件につきまして、雇用継続給付に関しましては平成 27 年 12 月 18 日（参考 1）、労災年金に関しましては同 22 日（参考 2）に厚生労働省から当該事務の取扱いが示されたところです。

本件につきましては、本人申請の手続であることから、事業主又は委託を受けた社労士が番号法上の個人番号関係事務実施者には該当しないとして、当該手続の申請時には本人のマイナンバー通知カードの写し等の添付が求められております。

当連合会といたしましては、この取扱いに対して、番号法に定める「行政運営の効率化」及び「手続の簡素化による国民の負担の軽減」の趣旨に逆行した運用であるとして別添の内容で厚生労働省雇用保険課及び労災管理課・業務課に改善を求めています。

つきましては、本件に関してご理解をいただきますとともに、貴職におかれましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

謹白

会員の皆様へ
～マイナンバーに関する本人確認の取扱いについて～

平成 27 年 12 月 25 日
全国社会保険労務士会連合会
(社労士制度推進戦略室)

平成 27 年 12 月 18 日に発表された「雇用保険業務等における社会保障・税番号制度への対応に係る Q & A」及び「労災保険給付業務における社会保障・税番号制度への対応に係る Q & A」において、雇用継続給付（高年齢雇用継続給付、育児休業給付及び介護休業給付）及び労災年金の申請時に本人の個人番号確認書類として個人番号カード又は通知カードの写しを提示することが示されています。

連合会では、本件に関して以下のとおり厚生労働省関係部署に改善を求めています。

雇用継続給付等の本人申請による手続については、本人自身による申請が困難である等の理由から事業主又は社会保険労務士が代理して申請することが通例である。

その際、事業主又は委託を受けた社会保険労務士が番号法上個人番号関係事務実施者には該当しないとして、事前に事業主経由の申請手続等で個人番号の本人確認が完了していても、再度本人の個人番号カード又は通知カードの写しの提示が求められる。この取扱いは、実質的には不要なものである場合にも本人確認を強いるもので、個人番号漏えいリスクを高め、行政窓口においても更なる安全管理措置が必要となることから、番号法第 1 条（目的）に定める「行政運営の効率化」及び「手続の簡素化による国民の負担の軽減」の趣旨に逆行した運用である。

本人に係る資格取得届等の個人番号関係事務実施者である事業主又は社会保険労務士が代理する本人申請の手続において、重ねて個人番号の本人確認書類の提示を求める措置は、雇用継続給付においては当該本人確認を不要とする方向での制度改正が検討されると聞いているが、労働者災害補償保険法においても同様の方向での制度改正を強く求めるところである。

〔参考 平成 28 年 1 月開始手続で通知カード等の写しが必要なもの〕

【雇用保険】

- 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書
- 育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書
- 介護休業給付金支給申請書

【労働者災害補償保険】

- 障害補償給付支給請求書
- 遺族補償年金支給請求書
- 遺族補償年金、遺族年金転給等請求書
- 傷病の状態等に関する届
- 障害給付支給請求書
- 遺族年金支給請求書
- 年金たる保険給付の受給権者の住所・氏名 年金の払渡金融機関等変更届